

精米機等機械設置工事  
仕様書

## 1. 工事概要

- (1) 工 事 名 精米機等機械設置工事
- (2) 工事の場所 奈義町西原地内（西原営農組合ミニライスセンター）
- (3) 工 期 契約日から令和6年10月31日

## 2. 一般事項

(1) 請負者は、工事施工にあたり諸法規を順守しなければならない。

- 1) 労働基準法
- 2) 労働安全衛生法
- 3) 建設業法
- 4) 公害対策基本法
- 5) 電気事業法
- 6) 道路交通法
- 7) 震動規制法・騒音規制法
- 8) その他関係法令、条例

(2) 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。

- 1) 日本工業規格（JIS）
- 2) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- 3) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 4) その他関連の規格

## 3. 精米機等機械設置工事

(1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び図面、精米機等機械取付要領（メーカー仕様）に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

(2) 精米機等機械の搬入、据付の際は、精米機本体や構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。

## 4. 納品図書

(1) 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、及びその他必要な図面により成り、各2部提出するものとする。

(2) 納品図書に訂正があれば、その部品を明示した訂正納品図書を前記要領で再提出するものとする。

## 5. 保障期間

- (1) 精米機等機械の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。
- (2) 保障期間内に明らかに請負者の設計、製作、施工の不備に起因する故意が生じた場合は、請負者の責任において直ちに修理又は取替えをしなければならない。

## 6. その他

施工は、軽微なものを除き、営業に差し支えのない定休日に行うものとし、施工前に工事工程表を監督員に提出するものとする。

## 7. 精米機等機械仕様

### ①業務用石抜精米機

品名：コメック・ネオプラス  
型式：MPCA-100  
所要動力：三相 200V・8.505kW  
精米能力：普通精米 500 - 600 kg/時

### ②小米選別機

品名：コピック  
型式：RS-2  
所要動力：三相 200V・100W  
処理能力：600～700 kg/時

### ③エア搬送装置

品名：クリーンウインド  
型式：CW-1  
ブロワ出力：三相 200V・1.7kW  
基本搬送距離：水平 4m・垂直 4m/ブロワ 1 台  
基本搬送能力：1 t/時  
ローターバルブ出力：三相 200V・0.1kW

### ④色彩選別機

品名：色彩選別機イージー  
型式：SCS-32S II  
所要動力：単相 100V  
処理能力：600 kg/時

⑤異物除去装置

品名：ニューセパレーション  
型式：MNS-Ⅲ型

⑥個袋計量器

品名：C ウェイ  
型式：AIS-10G  
所要動力：単相 100V 500W  
処理能力：5～6 袋／分

⑦集糠器

型式：NB-80A  
所要動力：単相 100V 100W  
処理能力：10 m<sup>3</sup>／分

⑧コンプレッサー

品名：レシプロコンプレッサ  
型式：CFP22CF-8.5D  
所要動力：三相 200V 2.2kW  
処理能力：10 m<sup>3</sup>／分

⑨ステンレスタンク

型式：ステンレス製  
容量：300 kg

※なお、施工前に精米機等機械の仕様及び取付図面、要領を添付のうえ、取付製品の使用承諾願を提出し、許可を得るものとする。

※上記のものと同等以上の性能のものであること。